

四日市市告示第524号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により、特定生産緑地を解除したので、同条第2項に準用する第10条の2第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年9月5日

四日市市長 森 智広

特定生産 緑地番号	特定生産緑地 所在・地番	特定生産 緑地面積	特定生産緑地 指定解除日
1	四日市市内堀町字古屋敷664番	290㎡	令和7年9月2日
2	四日市市内堀町字古屋敷665番	850㎡	令和7年9月2日
3	四日市市内堀町字古屋敷667番	1,228㎡	令和7年9月2日
4	四日市市内堀町字古屋敷674番	581㎡	令和7年9月2日
5	四日市市内堀町字古屋敷675番	217㎡	令和7年9月2日
6	四日市市内堀町字古屋敷686番	600㎡	令和7年9月2日
7	四日市市内堀町字古屋敷702番	597㎡	令和7年9月2日
8	四日市市内堀町字西浦770番	219㎡	令和7年9月2日
9	四日市市内堀町字西浦787番	437㎡	令和7年9月2日

(都市整備部建築指導課)